

令和2年度の税務大学校における研修について

- 税務大学校では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、令和2年4月6日に、令和2年4月以降に実施又は実施を予定していた全ての研修について、在宅でのオンライン等研修を実施又は延期することといたしました。
- 今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に規定された外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限及び施設の使用制限が「ステップ②」の下で緩和されたことを踏まえ、討議形式等による実施が適切と考えられる基幹的な研修・科目に限り、これまでのオンライン等研修に加え、各地方研修所における集合研修を実施することとしました。具体的には、普通科については7月から、専科及び専攻税法研修については、8月から研修を実施いたします。

なお、万が一、研修期間中に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、集合研修の実施が困難となった場合には、速やかに在宅でのオンライン等研修に切り替える予定です。
- これらの研修の実施に当たっては、「新しい生活様式」に基づく感染予防策を確実に実行します。また、専科及び専攻税法研修については、原則、講義は、研修生の所属官署等において事務用パソコンを使って視聴する形で実施するとともに、集合形式での実施が適切な科目に限り、和光校舎のほか全国にある地方研修所を活用し集合する人数を抑制し、期間を絞って実施します。
- なお、令和2年度に実施を予定していた上記以外の研修（和光校舎：本科、国際科、専攻科、地方研修所：中等科）については、研修の実施を見送ることとしています。

1 実施予定の各研修の概要

研修名	概 要	実 施 期 間	実 施 方 法
普通科 (820人)	税務職員採用試験及び障害者を対象とした選考による新規採用者が職務の遂行に必要な基礎的事項を習得するために受講する研修	令和2年4月3日(金)～ 令和3年3月24日(水) 【約1年間】 ※4月以降、在宅でのオンライン等研修を実施	○ 集合形式 ※ 熊本研修所は6月末以降、その他の研修所は7月上旬以降段階的に入寮
専科 (1,000人)	専門官基礎研修修了後3年間の実務経験を経た職員が専門官職として必要な知識・技能等を習得するために受講する研修	令和2年8月25日(火)～ 令和3年2月26日(金) 【約7か月間】	○ オンライン等形式 ※ 研修生の所属官署等で実施 ○ 集合形式 【8月、11月、1月及び2月の一部期間(約20日間)】
専攻税法研修 (2,300人) (注)	専門官基礎研修修了後、調査、徴収等の外部事務1年目の職員に対し、調査、徴収事務に関する基本的知識・技能を習得するために受講する研修	令和2年8月28日(金)～ 令和2年10月6日(火) 【約2か月間】	○ オンライン等形式 ※ 研修生の所属官署等で実施 ○ 集合形式 【左記期間の一部期間(約4日間)】

(注) 令和2年度は、平成31年度採用者と令和2年度採用者の2期を同時期に実施する。

2 「新しい生活様式」に基づく主な感染予防策

(1) 3密回避の徹底

- ・ 研修生数、期間を限定した教育計画、カリキュラムの作成
- ・ 毎時の換気
- ・ 一定の数以上の入室制限
- ・ 社会的距離の確保

(2) 各人の感染防止対策

- ・ 毎朝の検温の徹底
- ・ 発熱等の症状がある教職員・研修生の出勤制限
- ・ 手洗いや手指の消毒の徹底
- ・ マスクの着用
- ・ 不要な外出と会話の制限

(3) 施設の安全対策

- ・ 入口や手の触れる場所への消毒設備の設置
- ・ 事務室における飛沫防止シールドの設置
- ・ 食堂における対面での食事の禁止

3 集合研修の実施規模

集合研修の 実施時期 集合研修を 実施する施設	普通科 (令和2年7月～ 令和3年3月) 【約9か月間】	専科 (令和2年 8・11月 令和3年 1・2月) 【約20日間】	専攻税法研修 (令和2年9月) 【約4日間】	収容率 (最大時) [収容定員]
和光校舎 及び 関東信越研修所 (埼玉県和光市)	約230人	約270人	約130人	7.5% [約6,700人]
札幌研修所 (北海道札幌市)	—	約30人	約40人	20.0% [約200人]
仙台研修所 (宮城県仙台市)	—	—	約50人	25.0% [約200人]
東京研修所 (千葉県船橋市)	約330人	—	約400人	23.5% [約1,700人]
名古屋研修所 (愛知県名古屋市)	—	約160人	約180人	18.0% [約1,000人]
大阪研修所 (大阪府枚方市)	約160人	—	約200人	14.3% [約1,400人]
広島研修所 (広島県広島市)	—	約40人	約90人	36.0% [約250人]
熊本研修所 (熊本県熊本市)	約100人	—	約130人	32.5% [約400人]

(注1) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、ステップ②(6月19日～)の下で催物(イベント等)を開催する場合、屋内施設の収容率50%、人数1,000人が上限とされている。

(注2) 「収容率(最大時)」については、「研修施設の収容定員」に占める割合を示している。

(注3) 専攻税法研修(集合形式)を実施する間、普通科生は、在宅研修及び夏季休暇を取得することとしている(このため、和光校舎・関東信越研修所の「収容率(最大時)」については、普通科及び専科を同時に実施する期間における研修生数(約500人)が収容定員に占める割合を算出している)。

(注4) 専科については、上記のほか、東京国税局神田庁舎の会議室の一部も使用することとしている。

(注5) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、上記研修計画に一部変更が生じる可能性がある。